

6.10 地盤

6.10 地盤

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為等、供用時は施設の存在・土地利用の変化が、対象事業実施区域内の産業廃棄物最終処分場跡地の地盤に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の周辺地盤への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴う地盤への影響】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none">2014年度から2023年度における対象事業実施区域及びその周辺での水準点変動量は-7.3~+8.5mmとなっています。最終処分場跡地の廃棄物層における単位体積重量は12.5~16.5kN/m³、内部摩擦角は30°、粘着力は0kN/m²、含水比は12.7~53.5%、液性限界は60.8~94.5%、塑性限界は38.3%~62.1%です。また、圧密特性としては、正規圧密状態となっても沈下は大きく生じず、圧密時間は比較的短いと推測されます。	p. 6.10-6~ p. 6.10-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none">建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。	p. 6.10-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none">「第6章 6.3 水循環」(p. 6.3-15)において予測したとおり、切土工事による帶水層中の水の流れの遮断、雨水調整池の設置工事による地下水の漏出はなく、また雨水調整池の設置工事による地下水の遮断や公園橋の杭基礎工事による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、工事による地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。産業廃棄物最終処分場跡地において、一部の区画では盛土工を実施する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は低いものと考えられます。以上のことから、工事の実施に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。	p. 6.10-17
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none">工事着手前から地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行い、工事による影響を常に把握しながら適切な施工管理を行います。今後、更なるボーリング調査の実施可能な時点で追加調査を実施し、対象事業実施区域内の詳細な地盤、地質の状況のほか、液状化の可能性についても把握し、設計に反映させていきます。	p. 6.10-19
評価の概要	<ul style="list-style-type: none">予測結果を踏まえ、工事前・工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。	p. 6.10-20

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤への影響】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 2014年度から2023年度における対象事業実施区域及びその周辺での水準点変動量は-7.3~+8.5mmとなっています。 産業廃棄物最終処分場跡地の廃棄物層における単位体積重量は12.5~16.5kN/m³、内部摩擦角は30°、粘着力は0kN/m²、含水比は12.7~53.5%、液性限界は60.8~94.5%、塑性限界は38.3%~62.1%です。また、圧密特性としては、正規圧密状態となっても沈下は大きく生じず、圧密時間は比較的短いと推測されます。 	p. 6. 10-6~ p. 6. 10-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。 	p. 6. 10-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 「第6章 6.3 水循環」(p. 6. 3-17)において予測したとおり、雨水調整池は地下水の流れを遮断する程の規模ではなく、また公園橋の基礎杭による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。さらに、公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。 産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は低いものと考えられます。 以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。 	p. 6. 10-19
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行います。 施設利用にあたり地下水は揚水しません。 	p. 6. 10-19
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。 	p. 6. 10-20

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

①調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴う地盤への影響について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

- ①地盤変状の状況
- ②地質及び地下水の状況
- ③関係法令、計画等

②調査地域・地点

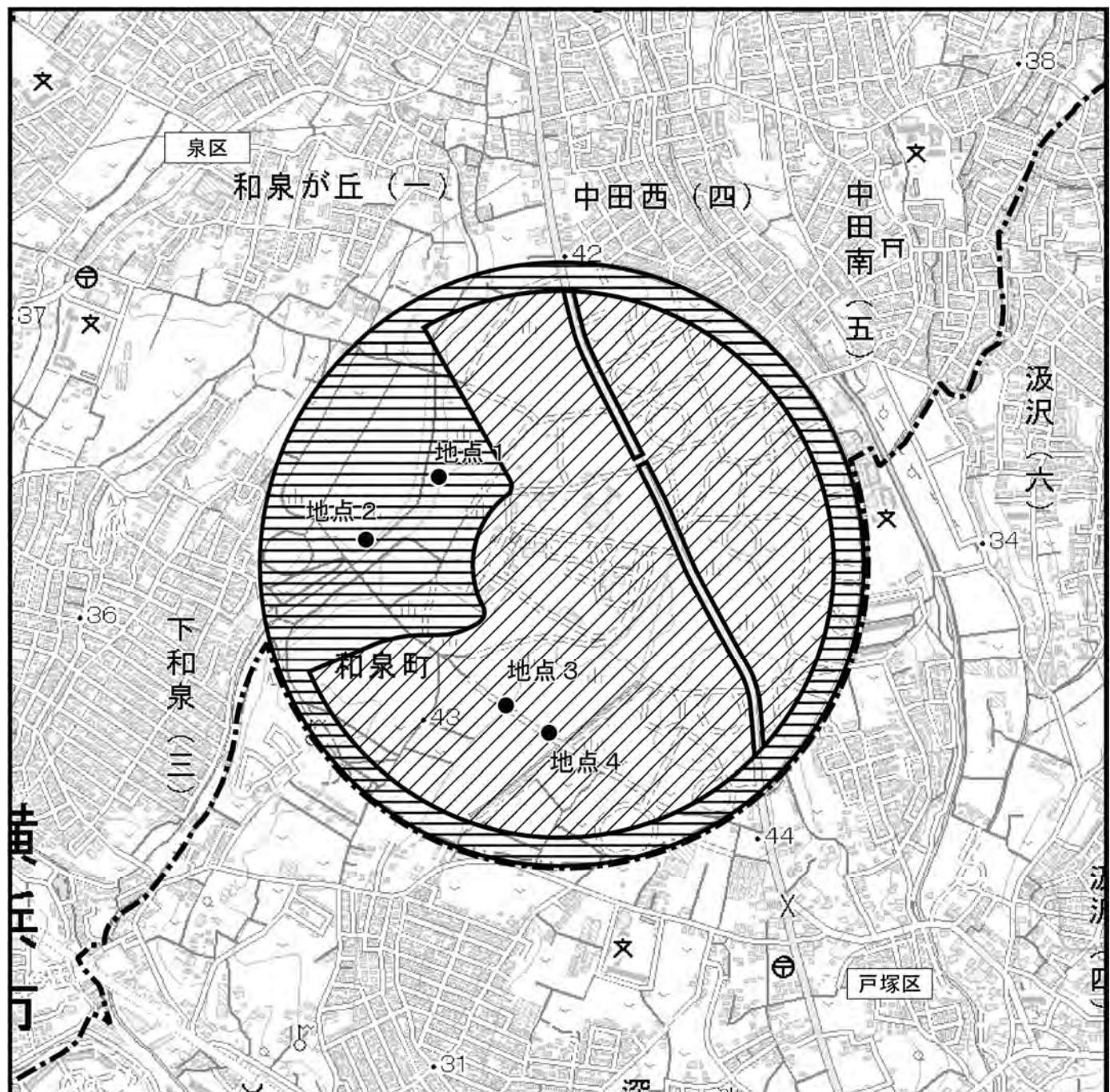
調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

現地調査地点は、図 6.10.1 に示すとおりです。

また、各調査地点における試料の採取深度は、表 6.10.1 に示すとおりです。

表 6.10.1 試料採取深度

調査地点	採取深度 (GL-m)
地点 1	7.50～8.80
地点 2	3.00～4.80
地点 3	3.50～5.50
地点 4	4.00～5.40



凡 例

■ : 対象事業実施区域（公園）

■ : 対象事業実施区域（墓園）

--- : 区 境

● : 調査地点

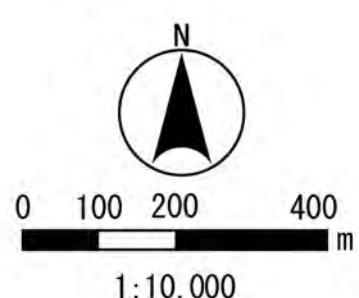


図 6.10.1 地盤調査地点

③調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

現地調査実施日は、表 6.10.2 に示すとおりです。

表 6.10.2 現地調査実施日

項目	調査実施期間
現地調査	令和4年7月19日～令和4年8月5日

④調査方法

ア 地盤変状の状況

地盤変状の状況について、既存資料の収集・整理及び必要に応じて現地調査により、把握しました。

現地調査の項目及び調査方法は表 6.10.3 に示すとおりです。

表 6.10.3 調査方法（現地調査）

調査項目	調査方法
単位体積重量	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、試料の重量と体積から求めました。
内部摩擦角	「標準貫入試験方法」(JIS A 1219)により測定したN値から「建築基礎構造設計指針」((一社)日本建築学会、令和元年11月)に示されている大崎の式により求めました。
粘着力	廃棄物層の土質から設定しました。
圧密特性	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、「土の段階載荷による圧密試験方法」(JGS 0411-2009)に基づき試験を実施しました。
含水比	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、「土の含水比試験方法」(JGS 0121-2009)に基づき試験を実施しました。
液性・塑性限界	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、「土の液性限界・塑性限界試験方法」(JGS 0141-2009)に基づき試験を実施しました。
土粒子の密度・粒度	水圧式サンプラーにより廃棄物層を対象として試料を採取し、「土粒子の密度試験方法」(JGS 0111-2009)及び「土の粒度試験方法」(JGS 0131-2009)に基づき試験を実施しました。

イ 地質及び地下水の状況

地質及び地下水の状況について、ボーリング資料を含めた既存資料を収集・整理しました。

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」
- ・「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「生活環境保全推進ガイドライン」

⑤調査結果

ア 地盤変状の状況

(ア) 既存資料調査

対象事業実施区域周辺における最近10年間の「水準測量成果表（水準点の標高）」（横浜市ホームページ、令和7年3月調べ）に基づく水準点の地盤変動は、表6.10.4に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺における変動量は-7.3～+8.5mmとなっています。

表 6.10.4 水準点の地盤変動

（単位 標高：m、変動量：mm）

水準点番号	目標	測量成果	測量年度									
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
T-27	中和田小学校	標高	39.8652	39.8637	39.8642	39.8665	39.8609	39.8653	39.8678	39.8620	39.8670	39.8649
		変動量	-1.3	-1.5	+0.5	+2.3	-5.6	+4.4	+2.5	-5.8	+5.0	-2.1
I 10349	中田小学校	標高	45.6448	45.6432	45.6431	45.6472	45.6402	45.6447	45.6453	45.6395	45.6460	45.6409
		変動量	-1.9	-1.6	-0.1	+4.1	-7.0	+4.5	+0.6	-5.8	+6.5	-5.1
I 10350	中和田公園	標高	38.8118	38.8101	38.8107	38.8122	38.8065	38.8104	38.8132	38.8082	38.8116	38.8072
		変動量	-1.3	-1.7	+0.6	+1.5	-5.7	+3.9	+2.8	-5.0	+3.4	-4.4
970804A	領家三丁目公園	標高	—	—	47.3935	47.3975	47.3919	47.3982	47.3984	47.3912	47.3997	47.3941
		変動量	—	—	—	+4.0	-5.6	+6.3	+0.2	-7.2	+8.5	-5.6
T-80	踊場町内会館	標高	49.4531	49.4534	49.4535	49.4563	49.4490	49.4534	49.4531	49.4486	49.4533	49.4504
		変動量	-2.1	+0.3	+0.1	+2.8	-7.3	+4.4	-0.3	-4.5	+4.7	-2.9

資料：「水準測量成果表（水準点の標高）」（横浜市ホームページ、令和7年3月調べ）

(イ) 現地調査

各項目の現地調査結果は、表 6.10.5 に示すとおりです。

表 6.10.5 現地調査結果

項目	地点 1	地点 2	地点 3	地点 4① ^{※1}	地点 4② ^{※1}
単位体積重量 (kN/m ³)	12.5	12.7	14.0		16.5
内部摩擦角 ^{※2} (°)			30		
粘着力 ^{※3} (kN/m ²)			0		
含水比 (%)	39.1	29.1	48.5	53.5	12.7
液性限界 (%)	60.8	70.2	— ^{※4}	94.5	NP ^{※5}
塑性限界 (%)	38.3	45.0	— ^{※4}	62.1	NP ^{※5}
土粒子の密度 (g/cm ³)	2.55	2.53	2.62	2.64	2.69
粒度	礫分 (%)	7.8	12.6	34.1	8.2
	砂分 (%)	41.9	42.5	38.9	27.4
	シルト分 (%)	40.2	36.3	20.4	48.9
	粘土分 (%)	10.1	8.6	6.6	15.5
	最大粒径 (mm)	19	19	26.5	37.5

※1 地点 4 は粘性土主体の部分 (①) と砂礫主体の部分 (②) に明確に区分されるため、含水比・液性限界・塑性限界・土粒子の密度・粒度はそれぞれについて求めました。

※2 内部摩擦角は、廃棄物層の平均 N 値 (15) を用いて設定しました。

※3 粘着力は、廃棄物層が礫質土であることから 0kN/m² としました。

※4 地点 3 は全体量が少なく、液性限界・塑性限界試験の試料を採取することが出来なかったため、試験を実施しませんでした。

※5 NP は non plastic を示します。

また、圧密特性については、地点 2 の試料はゴミが多く土試料だけの部分が少なかったため供試体を採取出来なかったことから、地点 2 を除き地点 1、3、4 に対して圧密試験を実施しました。その結果は図 6.10.2 に示すとおりです。

この結果から、廃棄物層 (図 6.10.6 (p.6.10-12～p.6.10-13) に示した Wa 層) は正規圧密状態となっても沈下は大きく生じず、圧密時間は比較的短いと推測されます。

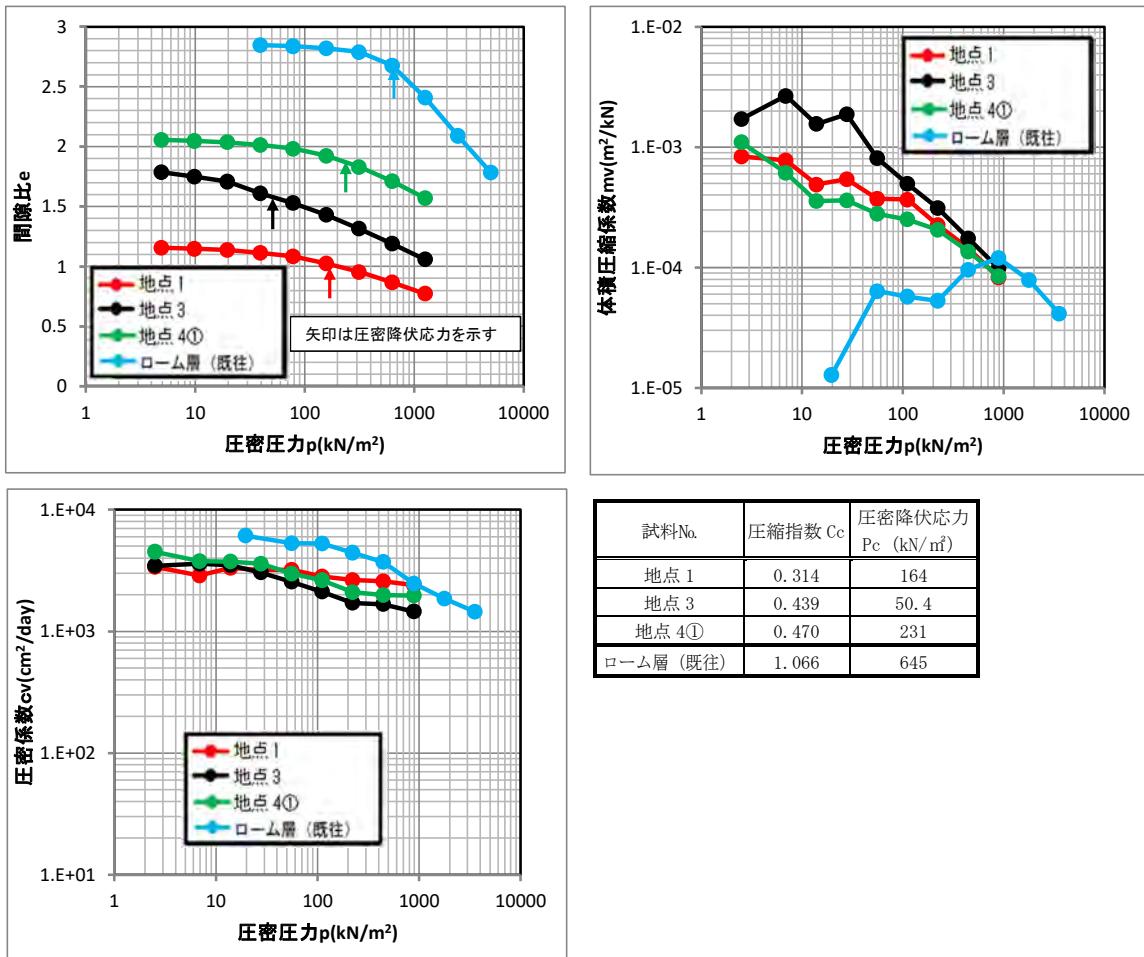


図 6.10.2 圧密試験結果

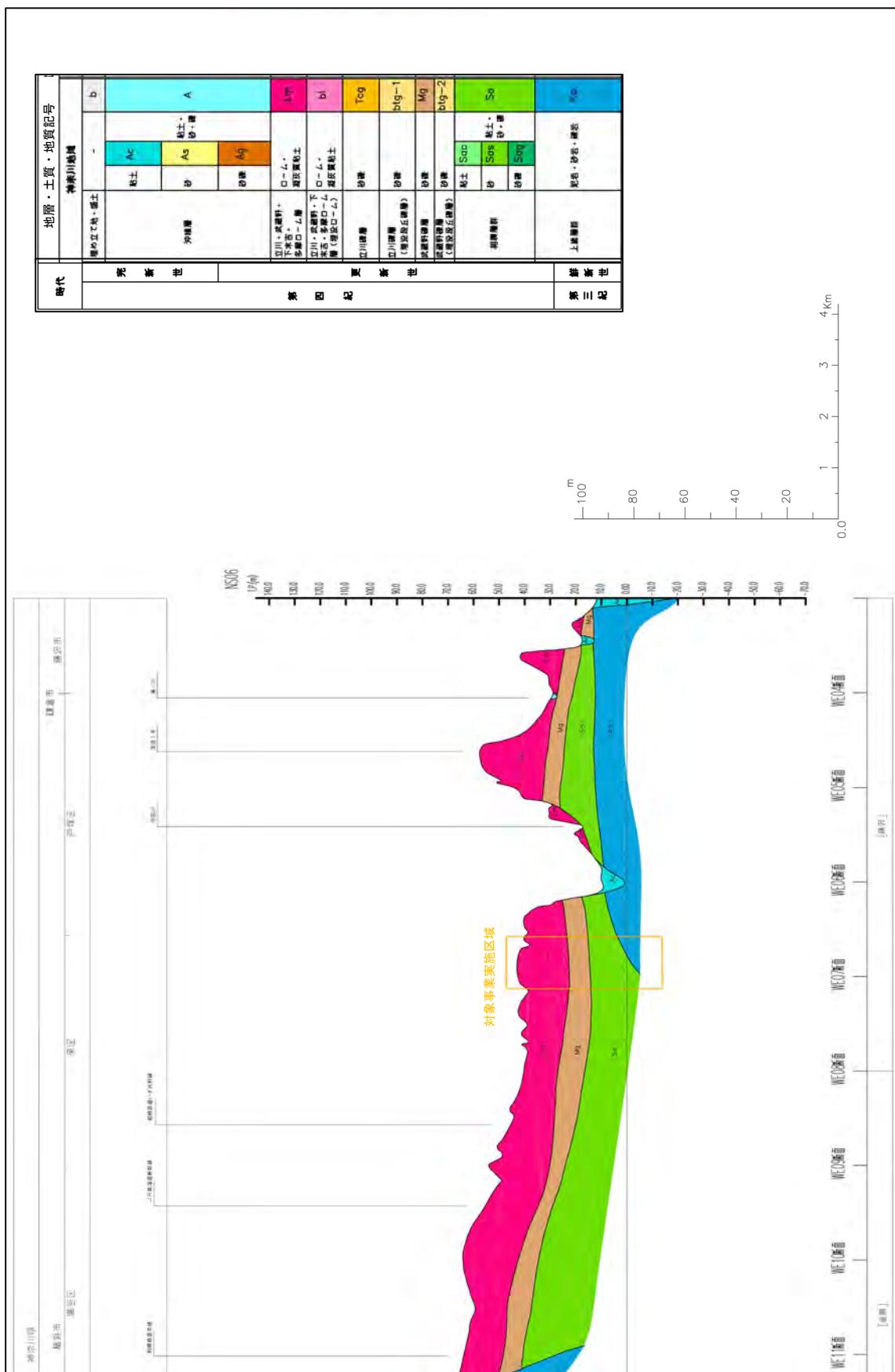
イ 地質及び地下水の状況

「第3章 3.2.2 地形、地質、地盤の状況」(P.3-3～P.3-8)に示したとおり、対象事業実施区域(公園)の地質は、火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されています。対象事業実施区域(墓園)の地質は、大部分が火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されており、一部に埋め立て土が分布しています。

また、図 6.10.3 及び図 6.10.4 に示す土地分類基本調査(垂直調査)によると、対象事業実施区域周辺の地質は、上位よりローム・凝灰質粘土(Lm)、砂礫(Mg)、粘土・砂・礫(Sa)が分布していると考えられます。

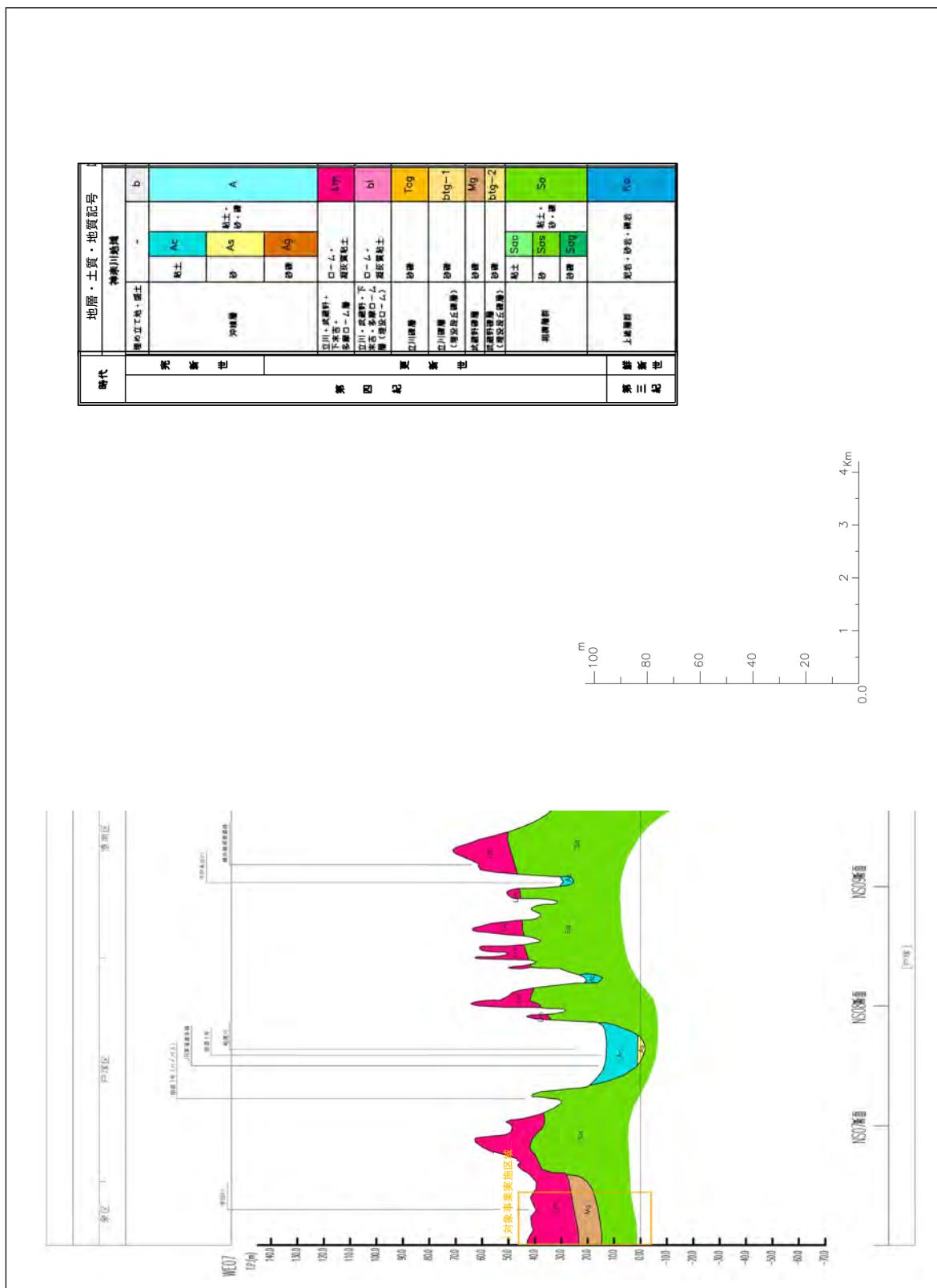
また、「国土地盤情報データベース」(一般財団法人国土地盤情報センターホームページ、令和7年3月調べ)によると、調査年は不明ですが、対象事業実施区域及びその周辺において、表 6.10.5 に示した地点でボーリング調査が実施されています。この既存ボーリング調査結果によると、対象事業実施区域及びその周辺の地質は、盛土・埋土層、ローム層、シルト層等からなります。地下水位は、地表面から 0.85～7.4m の深さで観測されています。

また、事業者が令和元年度、令和2年度及び令和4年度に行ったボーリング調査の結果、対象事業実施区域の地層は図 6.10.6 (1)～(2)に示すとおりとなっています。



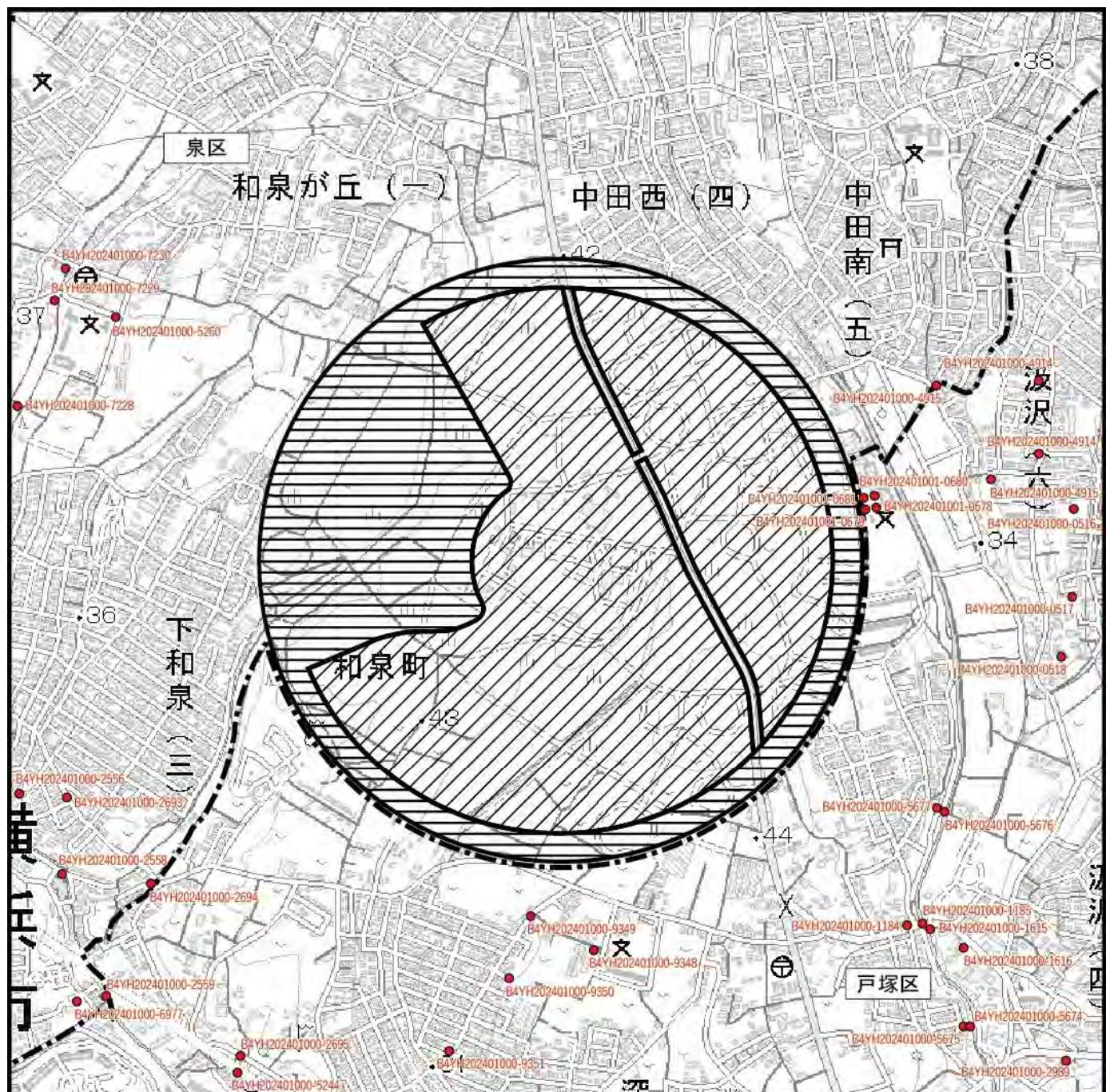
資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ、令和7年3月調べ）

図 6.10.3 対象事業実施区域付近の土地分類基本調査（垂直調査）の内容（南北断面）



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ、令和7年3月調べ）

図 6.10.4 対象事業実施区域付近の土地分類基本調査（垂直調査）の内容（東西断面）



凡 例

- : 対象事業実施区域（公園）
- : 対象事業実施区域（墓園）
- : 区 境
- : ボーリング地点

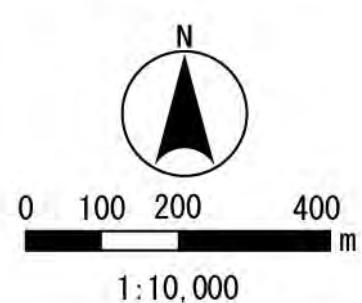


図 6.10.5 対象事業実施区域周辺の既存ボーリング調査地点

資料：「国土地盤情報データベース」
(一般財団法人国土地盤情報センターホームページ、令和7年3月調べ)

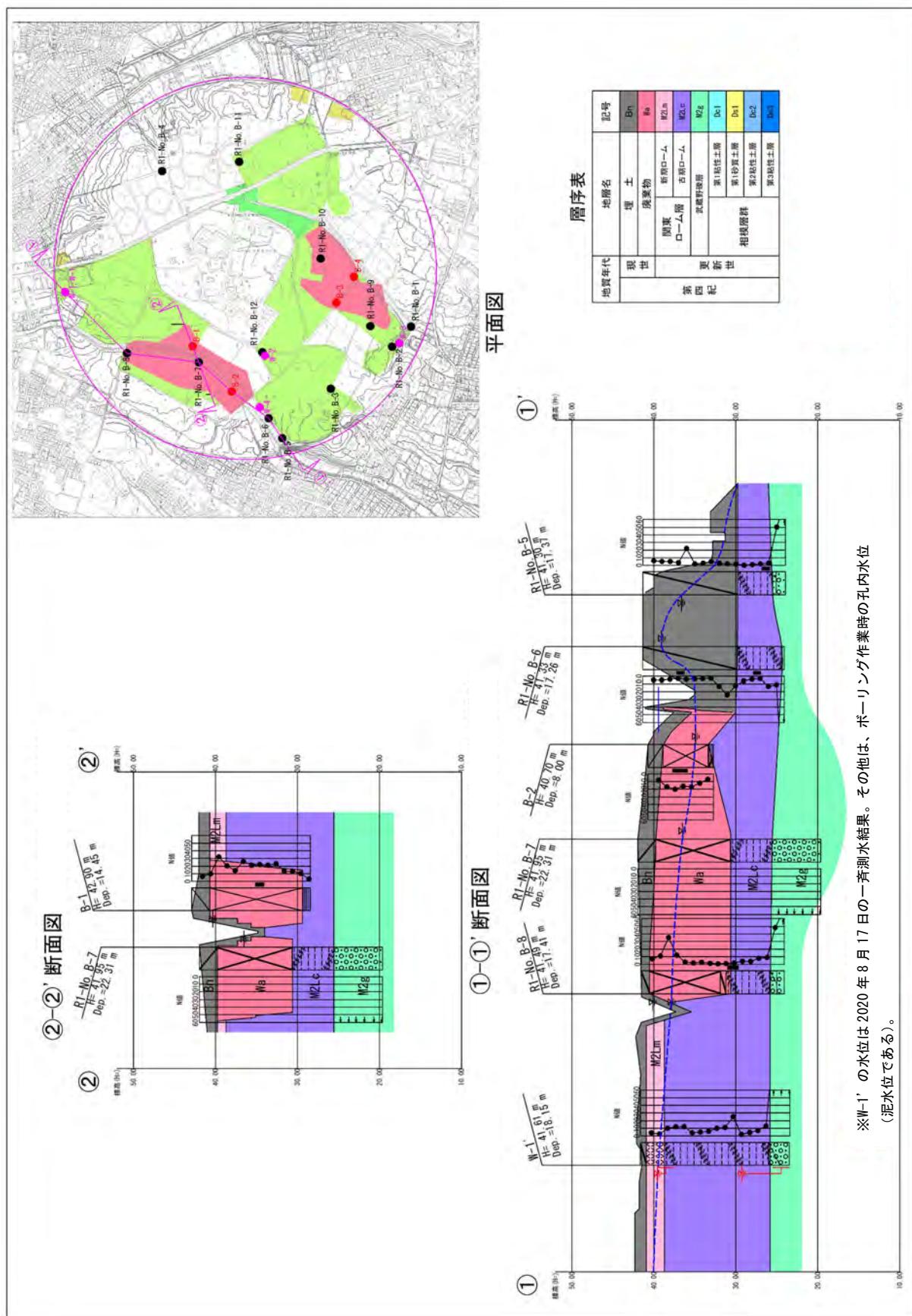


図 6.10.6 (1) 対象事業実施区域のボーリング調査結果

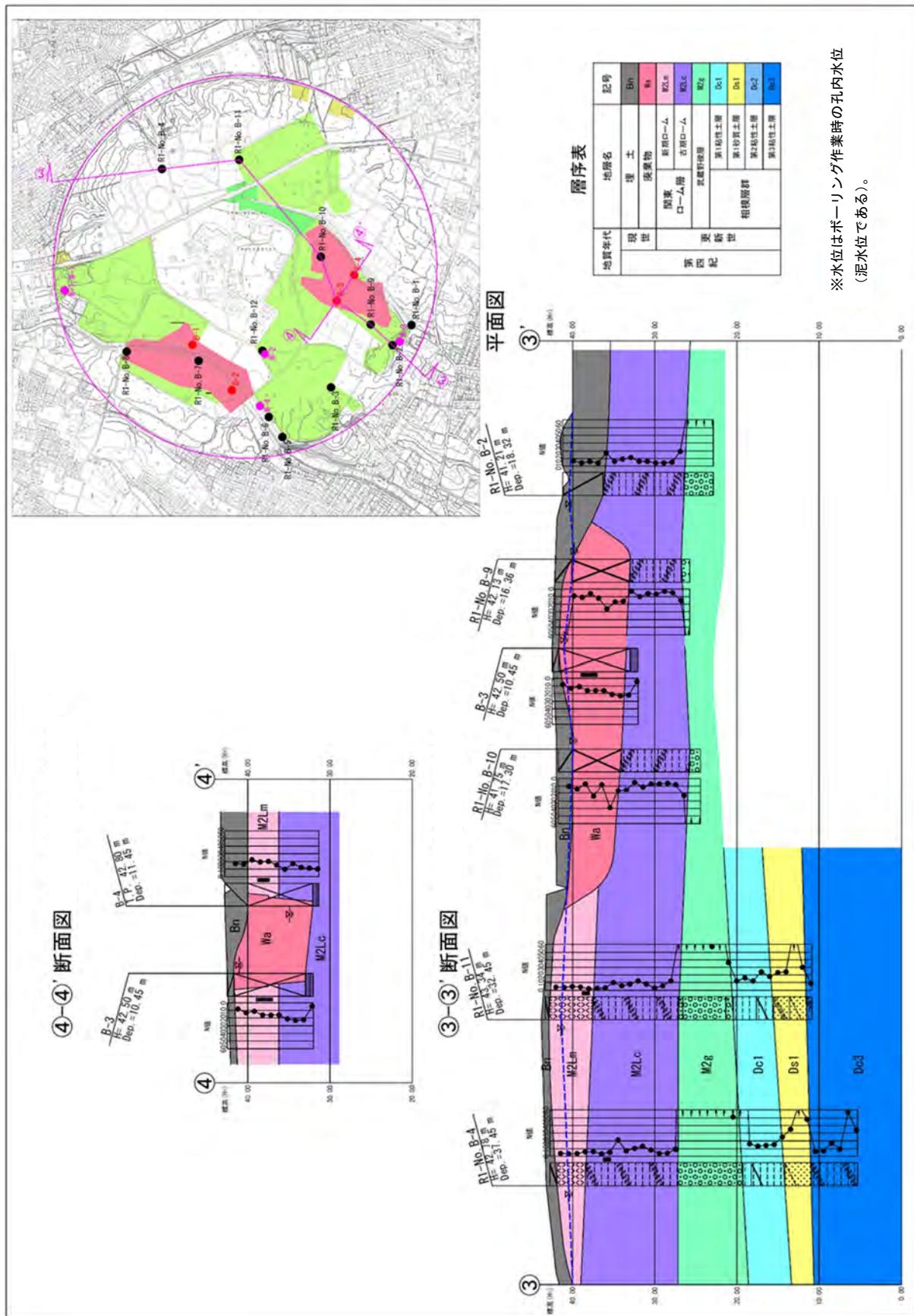


図 6.10.6 (2) 対象事業実施区域のボーリング調査結果

ウ 関係法令、計画等

(ア) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(法律第137号、昭和45年12月)

この法律は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。

この法律では、廃棄物が地中にある土地で形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じる恐れがある区域を都道府県知事等が指定を行い、その区域内での土地の形質変更は施行方法の基準に従い実施することと知事への事前の届出が義務付けられています。

(イ) 「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」

(環廃対050606001号 環廃産050606001号、平成17年6月)

このガイドラインでは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物が地下にある土地の形質の変更にあたって、施行方法の基準に沿った事前調査、施工及びモニタリング等の内容が示されています。

(ウ) 「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」(環保廃第277号、平成6年9月)

この要綱は、市内最終処分場の土地利用行為に伴う生活環境の保全上の支障の発生及び土地利用者の被災等を防止することを目的としています。

この要綱では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定される土地の形質変更の着手前の届出に加え、土地の形質変更の実施状況を確認するため、その完了についての報告書の提出を求めています。また、指定区域ではない市内の最終処分場跡地（埋立処分終了後、廃止前の最終処分場を含む）についても、同様に届出書の提出を求めています。

要綱に規定する施行方法及び添付書類等は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠しています。

(エ) 「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課、平成30年11月改定)

この計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

地盤沈下に関しては、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき環境に関する基本項目を整理した「環境の保全及び創造に向けた基本的事項」のなかで、配慮すべき内容が表6.10.6のとおり示されています。

表 6.10.6 環境の保全及び創造に向けた基本的事項

考え方	基本的事項	配慮すべき内容
安心して快適に生活できる生活環境の保全	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮

(才) 「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市環境創造局環境管理課、平成 31 年 3 月)

このガイドラインでは、横浜の環境の総合計画である環境管理計画の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、本市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめています。

地盤環境の保全については、2025 年度までの環境目標の「達成の目安となる環境の状況」として、以下のとおり定められています。

- ・ 土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている。
- ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている。
- ・ 地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない。

2) 環境保全目標の設定

地盤に係る環境保全目標は、表 6.10.7 に示すとおり設定しました。

表 6.10.7 環境保全目標（地盤）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。

3) 予測

(1) 工事の実施に伴う地盤の変化

① 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴う地盤の変化としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

④ 予測方法

調査で把握した地質及び地下水の状況と施工計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 地質及び地下水の状況

産業廃棄物最終処分場跡地の廃棄物層は平均 N 値が 15 であり、また正規圧密状態となつても沈下は大きく生じず圧密時間が比較的短いと推測されます。

また、対象事業実施区域における地層では、第 1 帯水層 (M2Lm 層) が地表面下約 1 ~ 6 m、不透水層 (M2Lc 層) が地表面下約 2 m ~ 約 15 m、第 2 帯水層 (M2g 層) が地表面下約 15 m 以深に存在しています。西側及び東側の産業廃棄物最終処分場跡地においては、M2Lc 層の上に廃棄物層及び地下水が存在しています。

イ 施工計画

施設配置計画や形質変更区域は「第 2 章 2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p. 2-8 及び p. 2-12 ~ p. 2-25) に示したとおりです。

公園及び墓園整備事業における土地の形質の変更は、切土及び盛土により一部造成工事を行うほか、全域で必要な箇所に公園として利用しやすいよう表層の敷き均しを行う計画とされています。また、西側及び東側の産業廃棄物最終処分場跡地周辺における雨水調整池の施工においては、掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置する予定です。

公園橋の施工においては、支持層となる地層 (図 6.10.6 (p. 6.10-12 ~ p. 6.10-13) に示した M2g 層) まで杭基礎工事を行う計画とされています。なお、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映します。

⑥ 予測結果

「第6章 6.3 水循環」(p. 6.3-15)において予測したとおり、切土工事による帶水層中の水の流れの遮断、雨水調整池の設置工事による地下水の漏出はなく、また雨水調整池の設置工事による地下水の遮断や公園橋の杭基礎工事による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、工事による地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。

また、産業廃棄物最終処分場跡地において、一部の区画では盛土工を実施する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は低いものと考えられます。

以上のことから、工事の実施に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化

① 予測項目

予測項目は、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域のうち産業廃棄物最終処分場跡地の上部としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期としました。

④ 予測方法

調査で把握した地質及び地下水の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 地質及び地下水の状況

産業廃棄物最終処分場跡地の廃棄物層は平均N値が15であり、また正規圧密状態となつても沈下は大きく生じず圧密時間が比較的短いと推測されます。

また、対象事業実施区域における地層では、第1帶水層(M2Lm層)が地表面下約1～6m、不透水層(M2Lc層)が地表面下約2m～約15m、第2帶水層(M2g層)が地表面下約15m以深に存在しています。西側及び東側の産業廃棄物最終処分場跡地においては、M2Lc層の上に廃棄物層及び地下水が存在しています。

イ 施設利用

施設配置計画や形質変更区域は「第2章 2.3 都市計画対象事業の計画内容」(p. 2-8 及び p. 2-12～p. 2-25) に示したとおりです。

公園及び墓園整備事業では、対象事業実施区域内にトイレ及び公園管理や活動の拠点となる施設を整備する計画となっています。これらの施設は全て、上水は公営上水道、下水は公共下水道を利用する計画です。西側及び東側の産業廃棄物最終処分場跡地周辺では雨水調整池を設置する予定です。また、産業廃棄物最終処分場跡地からは離れていますが、公園橋を設置し、基礎杭を支持層となる地層(図 6.10.6 (p. 6.10-12～p. 6.10-13) に示したM2g層)まで設置します。

なお、産業廃棄物最終処分場跡地の上部には建物を建築せず、野球場、緑地及び駐車場等を配置する計画です。

⑥ 予測結果

「第6章 6.3 水循環」(p. 6.3-17)において予測したとおり、雨水調整池は地下水の流れを遮断する程の規模ではなく、また公園橋の基礎杭による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。さらに、公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。

また、産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は低いものと考えられます。

以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う地盤の変化、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化の影響を最小限に留めるため、表 6.10.8 に示す内容を実施します。

表 6.10.8 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none">・工事着手前から地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行い、工事による影響を常に把握しながら適切な施工管理を行います。・今後、更なるボーリング調査の実施可能な時点で追加調査を実施し、対象事業実施区域内の詳細な地盤、地質の状況のほか、液状化の可能性についても把握し、設計に反映させていきます。
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none">・地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行います。・施設利用にあたり地下水は揚水しません。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴う地盤の変化

「第6章 6.3 水循環」(p. 6.3-15)において予測したとおり、切土工事による帶水層中の水の流れの遮断、雨水調整池の設置工事による地下水の漏出はなく、また雨水調整池の設置工事による地下水の遮断や公園橋の杭基礎工事による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、工事による地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。

また、産業廃棄物最終処分場跡地において、一部の区画では盛土工を実施する予定ですが、その量は最大2m程度（河川（水路）の範囲を除く）であり、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないものと考えられます。

以上のことから、工事の実施に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。

また、工事着手前から地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行い、適切な施工管理を行います。さらに、工事実施前にはボーリング調査を追加実施し、結果は設計に反映していきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事前・工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。

(2) 施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化

「第6章 6.3 水循環」(p. 6.3-17)において予測したとおり、雨水調整池は地下水の流れを遮断する程の規模ではなく、また公園橋の基礎杭による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。さらに、公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。

産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、その量は最大2m程度（河川（水路）の範囲を除く）であり、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないものと考えられます。

以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。

また、地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行います。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。